本号で公布された法令のあらまし

◇**破産法の施行期日を定める政令**（政令第三一七号）（法務省）

破産法（平成一六年法律第七五号）の施行期日は、平成一七年一月一日とすることとした。

◇**破産法及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第三一八号）（法務省）

1　破産法及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、会社更生法施行令その他の関係政令の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この政令は、破産法及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成一七年一月一日）から施行することとした。

◇**通関業法施行令の一部を改正する政令**（政令第三一九号）（財務省）

1　愛媛県西条市、東予市、周桑郡小松町及び同郡丹原町を廃し、その区域をもって西条市を設置する市町の廃置分合に伴い、通関士の設置を要する地域について、東予市を西条市に改めることとした。（別表関係）

2　この政令は、平成一六年一一月一日から施行することとした。

◇**確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の政令で定める額等を定める政令の一部を改正する政令**（政令第三二〇号）（厚生労働省）

1　資産の移換にあたって、掛金納付月数を通算することが原則であることから、政令で定める掛金納付月数の通算に係る額は、引渡金額の範囲内で最高の額となることとした。（第一条関係）

2　残余の額の算定に係る利率は、中小企業退職金共済法施行令第八条に規定する利率とすることとした。（第三条関係）

3　掛金納付月数に通算できる月数の上限の撤廃に伴い、掛金納付月数の通算に係る額とそれに対応する掛金納付月数に通算すべき月数を規定する別表を改定することとした。（別表関係）

4　この政令は、平成一七年四月一日から施行することとした。

◇**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令**（政令第三二一号）（環境省）

1　特定外来生物等の指定についての政令の制定の立案に際して必要とされる生物の性質に関する学識経験者からの意見聴取について、法施行前に行うことができることとした。（第一条関係）

2　特定外来生物の飼養等の許可を受けようとする者は、法施行前においても許可の申請をできることとするとともに、当該申請があった場合、主務大臣は、許可手続を行うことができることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

破産法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十六年十月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第三百十七号

破産法の施行期日を定める政令

内閣は、破産法（平成十六年法律第七十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

破産法の施行期日は、平成十七年一月一日とする。

法務大臣　南野知惠子

内閣総理大臣　小泉純一郎

破産法及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十六年十月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第三百十八号

破産法及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、破産法（平成十六年法律第七十五号）及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（会社更生法施行令の一部改正）

第一条　会社更生法施行令（平成十五年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

本則（第十五条第五項及び第六項並びに第十七条第三項を除く。）中「決定書の」を「裁判書の」に、「認可決定書謄本」を「認可決定謄本」に改める。

第十三条の表一の項中「第二百四十六条第一項」を「第二百五十八条第一項」に改め、同表二の項中「第二百四十六条第三項」を「第二百五十八条第三項」に、「第二百四十六条第二項」を「第二百五十八条第二項」に改め、同表三の項中「第二百四十六条第四項」を「第二百五十八条第四項」に、「監督命令の謄本」を「監督命令の裁判書の謄本」に改め、同表四の項中「第二百四十六条第六項」を「第二百五十八条第六項」に、「前号」を「ロ」に改め、同表五の項中「第二百四十六条第七項」を「第二百五十八条第七項」に改める。

第十四条第一項中「第二百四十七条第一項」を「第二百五十九条第一項」に改め、同条第二項中「第二百四十七条第二項」を「第二百五十九条第二項」に改める。

第十五条第一項中「第二百四十八条第一項」を「第二百六十条第一項」に、「保全処分の裁判書の謄本」を「保全処分の謄本」に改め、同条第二項中「第二百四十八条第二項」を「第二百六十条第二項」に改め、同条第三項中「第二百四十八条第三項」を「第二百六十条第三項」に改め、同条第四項中「第二百四十八条第四項」を「第二百六十条第四項」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第十六条中「第二百四十九条第六項」を「第二百六十一条第六項」に、「第二百四十八条第一項」を「第二百六十条第一項」に改める。

第十七条第一項中「第二百五十条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「第二百五十条第二項」を「第二百六十二条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二百六十二条第四項の否認の登記の抹消の嘱託書には、認可決定謄本を添付しなければならない。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成十五年政令第百十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第十八条第五項及び第六項、第二十条第三項、第三十八条第五項及び第六項並びに第四十条第三項を除く。）中「決定書の」を「裁判書の」に、「認可決定書謄本」を「認可決定謄本」に改める。

第十六条の表三の項中「監督命令の謄本」を「監督命令の裁判書の謄本」に改め、同表四の項中「前号」を「ロ」に改める。